憲法第二十五条及び労働基準法第一条と適合するための「高度プロフェッショナル制度」の立法事実の有無等に関する質問主意書（小西洋之提出）（第九六号）
いわゆる昭和四十七年政府見解の「基本的な論理」の捏造と憲法の解釈変更の回数の関係に関する質問主意書（小西洋之提出）（第九七号）
戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備並びに弾薬の提供が他国の武力行使との一体化そのものであり憲法違反であることに関する質問主意書（小西洋之提出）（第九八号）
戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備並びに他国軍隊への弾薬の提供が憲法の平和主義に反し憲法違反であることに関する質問主意書（小西洋之提出）（第九九号）
自衛隊による他国の軍隊の武器等の防護が武力行使との一体化等となり憲法違反となることに関する質問主意書（小西洋之提出）（第一〇〇号）
他国の軍隊の武器等防護と憲法の平和主義の理念との矛盾に関する質問主意書（小西洋之提出）（第一〇一号）
自衛隊による航空母艦保有の憲法上の問題に関する質問主意書（小西洋之提出）（第一〇二号）
我が国及び国際社会の平和と安全法制に関する特別委員会附帯決議の意味に関する質問主意書（小西洋之提出）（第一〇三号）

人事異動

内閣

○内閣総理大臣海外出張
内閣総理大臣安倍晋三はアラブ首長国連邦、ヨルダン国、イスラエル国及びパレスチナ自治区へ出張のところ五月三日帰朝した。
○法務大臣臨時代理
国務大臣　吉野　正芳
法務大臣上川陽子海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に法務大臣の職務を行う国務大臣に指定する
○財務大臣臨時代理
同　野田　聖子
財務大臣麻生太郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣に指定する
同　野田　聖子
内閣府特命担当大臣麻生太郎海外出張不在中内閣府特命担当大臣（金融担当）事務代理を命ずる
○厚生労働大臣臨時代理
同　野田　聖子
厚生労働大臣加藤勝信海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に厚生労働大臣の職務を行う国務大臣に指定する
同　野田　聖子
内閣府特命担当大臣加藤勝信海外出張不在中内閣府特命担当大臣（拉致問題担当）事務代理を命ずる
○国土交通大臣臨時代理
同　小此木八郎
国土交通大臣石井啓一海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に国土交通大臣の職務を行う国務大臣に指定する（以上五月三日）
○防衛大臣臨時代理
国務大臣　小此木八郎
防衛大臣小野寺五典海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣に指定する（五月四日）
○文部科学大臣臨時代理解職
国務大臣　中川　雅治
文部科学大臣林芳正帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
○農林水産大臣臨時代理解職
同　中川　雅治
農林水産大臣齋藤健帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に農林水産大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
○経済産業大臣臨時代理解職
同　吉野　正芳
経済産業大臣世耕弘成帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
同　吉野　正芳
内閣府特命担当大臣世耕弘成帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構担当）事務代理を免ずる
○国土交通大臣臨時代理解職
同　小此木八郎
国土交通大臣石井啓一帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に国土交通大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
同　梶山　弘志
内閣府特命担当大臣福井照帰朝につき内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策担当、消費者及び食品安全担当及び海洋政策担当）事務代理を免ずる
同　梶山　弘志
内閣府特命担当大臣松山政司帰朝につき内閣府特命担当大臣（少子化対策担当、クールジャパン戦略担当、知的財産戦略担当、科学技術政策担当及び宇宙政策担当）事務代理を免ずる
同　梶山　弘志
内閣府特命担当大臣茂木敏充帰朝につき内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）事務代理を免ずる（以上五月五日）
○法務大臣臨時代理解職
国務大臣　吉野　正芳
法務大臣上川陽子帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に法務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
○財務大臣臨時代理解職
同　野田　聖子
財務大臣麻生太郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
同　野田　聖子
内閣府特命担当大臣麻生太郎帰朝につき内閣府特命担当大臣（金融担当）事務代理を免ずる
○厚生労働大臣臨時代理解職
同　野田　聖子
厚生労働大臣加藤勝信帰朝につき内閣府特命担当大臣（拉致問題担当）事務代理を免ずる（以上五月六日）
○防衛大臣臨時代理解職
国務大臣　小此木八郎
防衛大臣小野寺五典帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
（警察庁長官官房付）警視長　中西　章
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に転任させる
内閣総務官室に併任する
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　岩下　剛
警察庁に出向させる
内閣総務官室の併任を解除する（以上五月七日）

会計検査院

検査官　柳　麻理（小林　麻理）
会計検査院長河戸光彦帰朝につき会計検査院法施行規則第八条の規定による会計検査院長の職務代行は終了した（五月六日）

皇室事項

御祝電
天皇陛下は、ロシア国大統領ウラジーミル・ウラジーミロヴィチ・プーチン閣下の大統領再任につき、五月七日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

同一人に属する他の地上基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う地上基幹放送局の免許の申請の受付に関する公示

電波法（昭和25年法律第131号）第6条第7項の規定に基づき、次のとおり公示する。
総務大臣　野田　聖子
1　受付期間　平成30年5月9日（水）午前8時30分から同年6月11日（月）午後5時15分まで（郵送の場合は期間内必着）
なお、再免許又は免許の申請（本件に係る免許と同一の放送対象地域、送信場所、周波数及び空中線電力に係る申請に限る。）を行う場合の申請の期限は、本件に係る免許の日が平成30年9月28日（金）までのものについては当該免許の有効期間満了前1か月まで、平成30年10月31日（水）までのものについては当該免許の有効期間満了までとする。